

訪問看護サービス利用契約書

(医療保険)

社会福祉法人 長岡福祉協会
ぶんすい訪問看護ステーション

訪問看護サービス利用契約書

法人名	社会福祉法人 長岡福祉協会		
事業者名	ぶんすい訪問看護ステーション		
所在地	〒959-0113 新潟県燕市笈ヶ島 104 番地 5		
電話	0256-91-3331 FAX 0256-97-1800		
看護師	人	准看護師	人
		リハビリ職員(非常勤)	人

* 私たちが提供するサービスは **訪問看護** です。

訪問看護とはご自宅に伺い、療養上のお世話や診療の補助・相談・助言等またリハビリテーションを行うサービスです。

※ご利用申し込みにあたり、保険証を確認させていただきます。

訪問看護の方針

1. 訪問看護の開始に際しては、主治医の文書「訪問看護指示書」に従います。
2. 心身の状況やご家族の環境を踏まえ、私たちの作成する「訪問看護計画書」に従い、ご家庭において、出来るだけ自立した生活が送れるよう訪問看護を提供します。
3. 毎月、「訪問看護計画書」「訪問看護報告書」を作成、主治医に提出し指示を受ける事とします。

担当者

担当は _____ ですが、他の職員も交替で伺います。

利用料金

利用料は毎月の月末に締め切り、翌月10日頃までに利用料請求書・明細書をお渡し致します。
お支払は、現金または口座振替でお願い致します。

キャンセル料

サービスの利用をやめたい場合は、お手数ですがご連絡下さい。

サービス利用日当日のキャンセルの場合、キャンセル料(利用負担金の100%)がかかります。できる限り早めにご連絡ください。

サービス利用にあたって

1. 訪問担当者の交代を希望する場合は、出来る限り対応しますのでご相談ください。
2. 訪問職員に対しての、茶菓のもてなし・飲食物・贈り物等は一切お受けしません。

守秘義務

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びそのご家族に関する個人情報については、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。但し、次の目的、相手については利用者へのケアの質向上のために情報提供を行うこととします。

<目的> サービス担当者会議及び下記相手方との連絡調整

<相手方> 主治医 保険者 居宅介護計画に位置づけられた事業所

居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所

上記相手方及び目的以外で情報を提供する必要がある場合には、別に同意を得るものとします。

苦情受付

(1) 苦情受付・相談窓口

新潟県燕市笈ヶ島 104 番地 5 ぶんすい訪問看護ステーション

電話 0256—91—3331 FAX 0256—97—1800

携帯電話 090—2431—8294 090—2637—2680

(2) 窓口開設時間 午前8時30分から 午後5時まで

(3) 窓口責任者 訪問看護事業所管理者 若しくはサービス担当者

(4) その他 介護老人保健施設ぶんすい内 正面玄関前に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることも出来ます。午後5時以降についても携帯電話により対応します。

<営業・営業時間について>

月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時まで

日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は原則休業

* 休日や営業時間外の訪問、2時間を越える訪問についてはご相談に応じます。

<利用料金について>

週3日まで 1回 30分～1時間 30分程度

(神経難病は回数制限なし。又は、急性憎悪などの場合は、主治医より一時的に必要な旨の特別訪問看護指示書の交付にて、14日間は回数制限なし。)

基本料金

各種保険	1割負担	1日目 1,299円 / 2日目以降 855円
	2割負担	1日目 2,598円 / 2日目以降 1,710円
	3割負担	1日目 3,897円 / 2日目以降 2,565円

* 訪問看護療養費一覧表

<訪問看護基本療養費>

訪問看護療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)	看護師等による場合
週3日目まで 5,500円/日	週4日目以降 6,550円/日

訪問看護療養費(Ⅲ)	
入院中1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)に限り試験外泊中の訪問が算定できる。	8,500円/回

難病等複数回訪問加算	
別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して指定訪問看護を行った場合。	
1日に2回 4,500円/日	1日に3回以上 8,000円/日

緊急訪問看護加算	
利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合	
	月14日目まで 2,650円
	月15日以降 2,000円

長時間訪問看護加算	
特別管理加算の対象者又は、特別訪問看護指示書の交付がある場合	5,200円/週 1回
15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合	5,200円/週 3回

乳幼児加算(6歳未満)	1日につき 1,300円
(別に厚生大臣が定める者に該当する場合には)	1,800円)

複数名訪問看護加算	
その他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士など同行の場合	4,500円/週 1回
准看護師との同行の場合	3,800円/週 1回
看護補助者との同行の場合	3,000円/週 3回

夜間・早期訪問看護加算 (6時～8時、18時～22時)	2,100円
深夜訪問看護加算 (22時～6時まで)	4,200円

＜訪問看護管理療養費＞

月の初日の場合		7,440 円
月の2日目以降 (1日につき)	訪問看護管理療養費 1	3,000 円
	訪問看護管理療養費 2	2,500 円

※ 訪問看護管理療養費 1

同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること

イ 特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者及び別表8に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること

※ 訪問看護管理療養費 2

同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であることまたは当該割合が7割未満であって 上記イ若しくはロのいずれにも該当しないこと

24時間対応体制加算

イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合

6,800 円/月

ロ イ以外の場合

6,520 円/月

利用者様またはご家族様からの電話に常時対応し、必要に応じて緊急時訪問を行います。

特別管理加算

2,500 円/月 ・ 5,000 円/月

特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。

2,500 円/月 …… 在宅中心静脈栄養法指導管理 (IVH)・在宅自己導尿指導管理など。ドレーンチューブを使用している状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。真皮を越える褥瘡状態にある。

5,000 円/月 …… 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。

特別管理指導加算

2,000 円/月

特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に限る。)が、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態にある場合

訪問看護医療 DX 情報活用加算

50 円/月

健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

退院時共同指導加算 8.000 円／月
保健医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中で、退院又は退所後、当該訪問看護師等が当該保健医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の主治医又は職員と共同し、利用者又は家族に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供場合つき1回に限り算定(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、2回を限度)

退院支援指導加算 6.000 円
保険医療期間から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に初日の指定訪問看護の実施日に一回に限り訪問看護管理療養費に加算する。ただし、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡あるいは再入院した場合においては、死亡若しくは再入院日に算定する。

在宅患者連携指導加算 3.000 円／月
訪問看護師等が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保健医療機関、歯科訪問診療を実施している保健医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、その情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2.000 円／月2回
在宅で療養を行っている通院困難な利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と利用者宅に赴き、共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合(情報通信技術 ICT を活用した関係機関連携でも算定可)

訪問看護ターミナルケア療養費1 25.000 円 / 10.000 円
在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及び家族等に対して説明をした上でターミナルケアを行った場合

訪問看護情報提供療養費 1.500 円／月

* その他の利用料

交通費 無料 (燕市・長岡市・弥彦村・出雲崎町・見附市・三条市)

上記の地域以外は一律 250 円／回

営業日以外(日曜、祝祭日)の訪問看護 …………… 1.000 円加算

エンゼル料…3.000 円

衛生材料費…実費負担あり

サービス提供に先立ち、下記のとおり説明します。

年 月 日
社会福祉法人 長岡福祉協会
ぶんすい訪問看護ステーション
管理者 印
説明者 印

ぶんすい訪問看護ステーションは、年 月 日付でお申し込みのあり
ました(利用者) 様に対して 月 日より訪問看護を実施する事を
契約します。訪問看護は、主治医の指示書やご利用者の状況に応じ、看護計画を立てて
すすめます。

- 1) ご了解を得たうえで、市町村長(もしくは保健所長)に対し、本制度に基づく情報提供
書により、訪問看護のサービス以外の必要性などを報告いたします。
- 2) 訪問時に状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。必要に応じては、ご家族よ
り先に医療機関へ連絡をとらせていただくこともあります。

3) サービス内容

- 病状の観察(血圧・体温・脈拍測定) お体の清潔(清拭・洗浄や洗髪等)
 チューブ類の管理 床ずれの予防やその処置 リハビリテーション
 介護についての指導・助言 食事や排泄に関する指導・助言 その他()
以上ですが、主治医の指示や利用者の状態に応じて変更して行う事もあります。

4) 利用料 基本利用料

国保 ・ 社保 ・ 後期高齢 / 本人(割) ・ 家族(割)
1日目 _____円 2日目以降 _____円

- 難病等複数回訪問加算 緊急時訪問看護加算 長時間訪問看護加算
 乳幼児加算 複数名訪問看護加算 夜間・早朝訪問看護加算
 深夜訪問看護加算 24時間対応体制加算 特別管理加算(_____円)
 退院時共同指導加算 退院支援指導加算 在宅患者連携指導加算
 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ターミナルケア療養費 その他

※ 契約時以降の加算等についての追加は、必要時ご説明させていただきます。

※ 料金は 翌月 月初め に利用料請求書をお渡します。

訪問看護を受けるにあたり、ぶんすい訪問看護ステーション利用契約書に関して、担当
者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで契約し、個人情報について必要最小
限の範囲で使用することに同意します。

年 月 日
利用者 印
代理人(申込者) 印